

一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師審査規程施行細則

(様式)

第1条 委員会の使用する様式を、次のごとくに定める。

- | | |
|---|-----------------------------|
| (1) 規程第7条第1項の母体保護法指定医師指定申請書 | 様式第1号 |
| (2) 規程第7条第1項第1号の履歴書 | 様式第2号 |
| (3) 規程第7条第1項第2号の指導証明書 | 様式第3号 |
| (4) 規程第7条第1項第3号の研修症例実施報告書 | 様式第4号 |
| (5) 規程第7条第1項第4号の遵守事項誓約書 | 様式第5号 |
| (6) 規程第7条第3項の副申書 | 様式第6号 |
| (7) 規程第7条の2第1項の医療施設の設備指定申請書 | 様式第7号 |
| (8) 規程第7条の2第1項第2号等の医療施設の設備にかかる
連携施設届出書 | 様式第8号 |
| (9) 規程第7条の2第2項等の指定設備変更申請書 | 様式第9号 |
| (10) 規程第7条の2第3項の医療施設の設備指定に関する
指定医師の欠員届 | 様式第10号 |
| (11) 規程第7条の3第1項等の指定医師指定事項変更届 | 様式第11号 |
| (12) 規程第8条等の指定医師指定更新申請書 | 様式第12号 |
| (13) 規程第8条の指定医師指定更新辞退届 | 様式第13号 |
| (14) 規程第14条第1項の研修機関認定申請書 | 様式第14号 |
| (15) 規程第14条第1項第3号等の研修機関にかかる
連携施設登録届出書 | 様式第15号 |
| (16) 規程第14条第3項の研修機関にかかる欠格事由届 | 様式第16号 |
| (17) 規程第14条第5項の研修機関辞退届 | 様式第17号 |
| (18) 規程第15条第1項の答申 | 様式第18号 |
| (19) 規程第15条第2項の意見書 | 様式第19号 |
| (20) 規程第15条第4項の指定証書 | 様式第20号 |
| (21) 規程第17条第1項第4号の指定医師辞退届 | 様式第21号 |
| (22) 紛失届 | 様式第22号 |
| (23) 一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師
指定歴証明依頼書 | 様式第23号 |
| (24) 一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師
指定証書再発行依頼書 | 様式第24号 |
| (25) 規程第15条第4項の母体保護法指定医師標識 | 母体保護法施行規則第8条
別記様式第7号による。 |

(標識の掲示)

第2条 指定医師は、医療施設の見やすい場所に母体保護法指定医師標識を掲げなければならない。

(審査料)

第3条 指定申請に関する審査料は、次のとおりとする。

ただし、審査料には、母体保護法指定医師研修会受講料を含むものとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 規程第7条第1項による審査料 | |
| 会 員 | 10,000 円 |
| 非会員 | 30,000 円 |
| (2) 規程第8条による審査料 | |
| 会 員 | 8,000 円 |
| 非会員 | 30,000 円 |

(研修機関一覧表)

第4条 規程第14条により本会が認定した指定医師研修機関については、一覧表を備え置くものとする。

(指定不可等の通知)

第5条 規程第15条の指定の不可及び第19条の通知には、その理由を付記しなければならない。

(審査の請求)

第6条 規程第20条による審査の請求には、指定医師として不適格でないことを立証するに足る書類を添えなければならない。

(更新前の通知)

第7条 本会は、指定更新を要する指定医師に対して1か月以前にこれを通知する。

(登録)

第8条 指定医師及び指定設備の登録番号は、次のとおりとする。

(1) 指定医師

静岡県医師会の番号、指定及び更新の年、指定医師の番号

(例) 022 — 〇〇 — 〇〇 — 0001

(静岡) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

(2) 指定設備

静岡県医師会の番号、指定の年、指定設備の番号

(例) 022 — 〇〇 — 001

(静岡) (指定年) (指定設備の番号)

(人工妊娠中絶実施後の届出)

第9条 書類の届出は、翌月10日までに静岡県知事に届け出ること。

(1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。

なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。

(2) 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和7年1月23日から施行する。